

大分自動車学校入校規則

※ 各項目を確認の上、確認欄に✓チェックを入れ、署名して下さい。

- (教習生の資格)
- 確認 1 道路交通法及びその附属法令により、運転免許試験資格に失格事由のない者。
- 2 次に該当しない方。(該当する方の入校はできません。)
- (1)法律で定められた年齢に達していないため、取得しようとする免許の受験資格がない方。
- (2)法律で定められた視力に満たない方、色盲の方、聴力、運動能力等に障害があり運転に支障のある方。
- (3)必要な書類が不備なため、入校手続きに支障のある方。
- (4)妊娠中の方。※原則としてご入校頂けません。入校される場合には、主治医の診断書(許可証)と誓約書が必要となります。
- (5)暴力団・暴力団員・暴力団関係企業・その他反社会的勢力団体の構成員及びその関係者の方。
- (6)刺青・タトゥー・類似するものをされている方。(学校判断であり、入校許可後にあっては露出しないこと)。
- (教習生心得)
- 確認 1 校内規則・注意事項を厳守し、当校職員の正当な指示に従わなければならない。
- 2 各種の施設、備品、教材の取扱に注意し、事故や破損などがないように努めなければならない。故意による事故や破損についての損害は、教習生が負うものとする。
- 3 教習中は勿論、校内においては静粛を旨とし、騒いだり他人の迷惑となる言動は避けなければならない。
- 4 貴重品などは自己管理し、盗難、忘失等の無いよう努めなければならない。校内での盗難、忘失、紛失については、当校は責任を負わない。
- 5 教習中は運転に適した服装で乗車すること。
- 6 校内への改造車での乗り入れは禁止する。発見次第、警察への通報を行う。
- 7 無断キャンセルをし、その後の教習の予約に制限を受けても異議の申し立てはできない。
- 8 教習期限・仮免許証期限・検定期限について把握し、自己都合により期限切れの場合についての異議・苦情の申し立てはしません。その場合、料金の返還はいたしません。
- (駐車など)
- 確認 1 校内駐車場では徐行し、定められた場所(西側駐車場)に駐車すること。
- 2 駐車場内での事故や盗難については、当校は責任を負わない。
- (教習料金)
- 確認 1 教習料金が不足している場合は、教習を受けることができない。
- 2 中途退校、教習期限切れ等による除籍の場合、教習料金の未納分については必ず支払う。
- 3 途中解約の場合は、別紙「途中解約に関する料金払い戻しの規定」に従う。
- (退校処分) ※ 下記に該当する者及び入校規則に違反したものは退校となり、教習生としての一切の権利を喪失
- 確認 するものとする。
- 1 重大な交通違反を犯した者。
- 2 素行不良で安全運転者としての資質に欠ける者。
- 3 規定の教習料金、その他の費用を期間中に納入しなかった者。
- 4 不正な行為、過失、法令、公序良俗に反する行為、その他当校の体面を著しく汚した者。
- 5 本規約、入校規則を守らない者。
- 6 当校管理者及び職員の指導・指示に従わない場合。
- 7 当校又は、他のお客様が損害を受ける恐れがある場合、又は、受けた場合は退校処分となります。この場合、料金等は一切返金いたしません。又、損害賠償を請求させていただく場合があります。
- 8 教習生の資格を喪失した者。

※ 裏面に続きます 

- (転 校) 1 やむを得ない事情で転校(教習期限3ヶ月の車種は転校できません。)を希望される場合は、
確認 転校書類作成費用を別途申し受けます。転入先の学校費用は、お客様負担となりま
費用は、各自動車学校により異なりますので予めお調べのうえ、転校手続きをお取りください。
2 履修していない教習料、検定料・仮免学科試験料のみご返金させていただきます。
- (教 習 進 度) 教習進度は、個人により異なります。技能習得状況・技能検定・学科試験不合格等により延長
確認 となることがあります。この場合、追加料金が発生します。(料金は車種により異なります)
- (途 中 解 約) 途中解約とは、弊社にて入校手続き及び適性試験(視力検査等)を受けた後、お客様自身の
確認 都合で教習を中止(退校・転校・教習期限切れ)した場合をいい、その場合の料金精算につい
ては、別紙「途中解約に関する料金払い戻しの規定」に従う。
- (教 習 移 行) 1 移行ができる車種は準中型車、普通一種・二種自動車、自動二輪車のみになります。
確認 移行後、移行前の車種に戻すことはできません。
2 教習移行が可能な時期については、2段階技能教習のみきわめ合格までとなり、2段階技能
教習のみきわめに合格した時点で、教習移行は不可能となります。
3 教習移行時に発生する差額については、その時点での教習の進捗状況に応じて、規定に基
づいた返金または追加料金の発生となります。
- (免 責 事 項) ※ 以下の事由により被害を被られた場合は、当校は責任を負えません。
確認 1 教習生の故意又は重大な過失、あるいは、教習規則や指導員の指示に従わなかったために発
した事故に起因する損害。
2 自動二輪教習中や原付教習中における転倒等の自損事故。
3 当校の管理による校内教習並びに路上教習において、教習生の不注意により発生した事故又
相手方の不注意により発生した事故にかかる損害。
4 教習中・送迎中の事故による損害(当校が加入する損害保険の補償範囲を超える損害)。
5 校内において教習時間外又は自由行動中の事故。
6 天災地変(天候異変・地震等)、官公庁命令、法令の制定・改廃、その他当校の管理できない
事由により生じる日程の変更または教習の中止。
7 教習車両及び資器材の故障、その他やむを得ない事由による時間変更及びキャンセル
8 その他、当校の責に帰さざる事由による損害。
9 入校時の適性検査・適性テストで不適正となり入校できなかった場合。
10 盗難、疾病。

氏 名 _____

大分自動車学校 校長